

次世代育成支援対策推進法による 社会医療法人 水和会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を 30 %以上にする

女性職員・・・取得率を 95 %以上にする

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 院内共有システム等により取得実績を公表し、育児休業及び育児短時間勤務取得について周知・促進を行う。

目標 2：年次有給休暇の取得率を平均 65 %以上にする。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 取得状況の確認について定期的に各部署所属長に声掛けを行い、年間を通して全職員の取得率が向上するよう促す。

目標 3：小学校 6 年生までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 職員の具体的なニーズの調査、制度の検討開始
- 令和 7 年 7 月～ 制度導入について管理職への聞き取り、検討
- 令和 7 年 10 月～ 制度説明、導入